



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 24 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

島根県公印規程の一部改正

(総 務 課)

訓

令

島根県訓令第12号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「地方機関」の次に「並びに教育機関及び警察機関に置かれた出納機関」を加える。

第 2 条中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 教育機関 島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）第 6 条に規定する課等、同規則第14条の 2 に規定する埋蔵文化財調査センター、同規則第15条に規定する教育機関並びに島根県高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）別表第 1 に掲げる高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校をいう。
- (4) 警察機関 警察本部及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年島根県条例第30号）に掲げる警察署をいう。
- (5) 出納機関 出納長の委任を受けて出納長の事務の一部を行う出納員並びに出納員の委任を受けて現金の収納に関する事務を行う収入分任出納員並びに出納員の委任を受けて物品の収納及び保管に関する事務を行う物品分任出納員をいう。

第 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、出納機関にあっては、公印管守者が公印取扱主任を兼ねる。

第 6 条及び第11条中「地方機関」の次に「並びに教育機関及び警察機関に置かれた出納機関」を加える。

別表第 1 県印の項中

島 根 県 印	20ミリメートル 平方	隠岐支庁総務局、各総務事務 所、各健康福祉センター、身 体障害者更生相談所、中山間 地域研究センター及び各土木 事業所の長	を
------------------	----------------	---	---

島根県印	20ミリメートル平方	隠岐支庁総務局、各総務事務所、中山間地域研究センター、心と体の相談センター及び各土木事業所の長	
心と体の相談又は(地名)			

に改め、

同表知事印の項備考の欄中「及び別表第3の22号」を「並びに別表第3第22号及び第33号」に改め、同項中

島根県知事印	20ミリメートル平方	人事課長	昇級発令通知書専用
		建築住宅課長	宅地建物取引主任者証、島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証及び県営住宅家賃納入通知書専用
		会計課長	納入通知書及び返納通知書専用
島根県知事印 隠岐、総務、健康福祉、川本健康福祉大田、農林、水産、土木又は(地名)	28ミリメートル平方	隠岐支庁総務局、各総務事務所、各健康福祉センター、川本健康福祉センター大田保健推進グループ、各農林振興センター、浜田農林振興センター家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各土木建築事務所及び各土木事業所の長	

を

島根県知事印	20ミリメートル平方	人事課長	昇級発令通知書専用
		青少年家庭課長	電子計算機により処理する母子寡婦福祉資金事務に関する印影印刷文書専用
		建築住宅課長	宅地建物取引主任者証、島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証及び県営住宅家賃納入通知書専用
		会計課長	納入通知書及び返納通知書専用
島根県知事印 総務、保健所、農林、水産、土木、又は(地名)	28ミリメートル平方	隠岐支庁総務局、各総務事務所、各保健所、各農林振興センター、浜田農林振興センター家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各土木建築事務所及び各土木事業所の長	

に改め、

島 根 県 知 事 印 緑化センター	28ミリメートル 平方	緑化センター所長	ツリーバンク事業に関する文書 専用	を削り、
------------------------------	----------------	----------	----------------------	------

同表本庁監又は課(室)長印の項公印の種類欄中「課(室)長印」を「課長印」に改め、同項中

島 根 県 部(局) 課(室) 長 印	20ミリメートル 平方	各課(室)長(審査課にあっ ては、会計課長)		を
------------------------------	----------------	---------------------------	--	---

島 根 県 部(局) 課 長 印	20ミリメートル 平方	各課長(審査課にあつては、 会計課長)		に改め、
------------------------	----------------	------------------------	--	------

同表地方機関の長印の項公印管守者の欄中「、各福祉事務所、各保健所」及び「福祉事務所、保健所又は」を削り、「健康福祉センター又は農林振興センター家畜衛生部の長」を「農林振興センター家畜衛生部長」に改め、同項中

島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印 局	20ミリメートル 平方	隠岐支庁各局長(総務局長を 除く。)		を
島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印 健康福祉局黒木	20ミリメートル 平方	隠岐支庁健康福祉局黒木保健 環境グループ課長		

<p>島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印</p> <hr/> <p>局、隠岐福 祉又は隠岐 保 健 所</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>隠岐支庁各局長（総務局長を 除く。）、隠岐福祉事務所長 及び隠岐保健所長</p>	
<p>島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印</p> <hr/> <p>保 健 所 島 前</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>隠岐支庁隠岐保健所島前保健 環境グループ課長</p>	

に、

<p>島 根 県 川 本 健 康 福 祉 セ ン タ ー 所 長 印</p> <hr/>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>川本健康福祉センター環境衛 生部及び大田保健推進グルー プの長</p>	
<p>島 根 県 保 健 所 長 印</p> <hr/> <p>○ ○</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>川本健康福祉センター大田保 健推進グループ及び隠岐支庁 健康福祉局黒木保健環境グ ループの長</p>	

を

<p>島 根 県 西 部 福 祉 事 務 所 長 印</p> <hr/> <p>(地 名)</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>西部福祉事務所邑智・邇摩担 当及び鹿足担当の主査</p>	
<p>島 根 県 隠 岐 保 健 所 長 印</p> <hr/> <p>島 前</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>隠岐支庁隠岐保健所島前保健 環境グループ課長</p>	

に改め、

同項公印管守者の欄中「各農林振興センター農業普及部地域農業普及部」を「各農林振興センター農業普及部支所」に改

め、同項中

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>島 根 県 事 務 所 長 印</p> <hr/> <p>母子寡婦資金</p> </div>	15ミリメートル 平方	青少年家庭課長	電子計算機により処理する母子 寡婦福祉資金事務に関する印影 印刷文書専用	を削り、
--	----------------	---------	--	------

同表出納員印の項中

税務課長、会計課長、審査課長、出納員を置く地方機関（隠岐支庁にあっては総務局）の長並びに各農林振興センター農業普及部地域農業普及部、各農林振興センター家畜衛生部（木次農林振興センター家畜衛生部及び川本農林振興センター家畜衛生部を除く。）及び川本農林振興センター大田耕地事業所の長	を	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>出納員</p> </div>	に改め、同項公印管守者の欄中「を置く課及び
---	---	--	-----------------------

地方機関（隠岐支庁にあっては総務局、健康福祉局、土木建築局及び土木建築局島前事業部）の長並びに松江健康福祉センター能義保健環境グループ、川本健康福祉センター大田保健推進グループ及び隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループの長」及び「を置く課の長及び地方機関の長」を削る。

別表第 2 中「大原郡内」を「雲南市内」に改め、「及び能義郡」を削り、「並びに松江農林振興センター農業普及部安来地域農業普及部」を「及び松江農林振興センター農業普及部安来支所」に改め、「及び木次農林振興センター農業普及部仁多地域農業普及部」及び「、平田市」を削り、「川本農林振興センター農業普及部大田地域農業普及部」を「川本農林振興センター農業普及部大田支所」に改め、「及び美濃郡」及び「及び益田農林振興センター農業普及部津和野地域農業普及部」を削る。

別表第 3 第33号中「及び催告状」を「、催告状、貸付状況通知、償還開始通知、償還状況通知及び口座振替開始通知」に改め、同表に次の 3 号を加える。

- 36 島根県療育手帳交付要綱（平成 2 年 6 月27日付け児発第267号）に基づく療育手帳
- 37 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
- 38 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に基づく患者票

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1 日から施行する。

